

第 89 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和 7 年 7 月 15 日（火）14 時 00 分から 16 時 00 分まで
場 所	広島県庁 本館地下 1 階 入札室
出 席 委 員	鳥谷部委員（委員長）、内田委員、折本委員、半井委員、桧崎委員
議 題	(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について (2) 抽出事案について ①県営基幹水利施設補修事業 七宝地区 ポンプ設備更新工事 【東部農林水産事務所尾道農林事業所】 ②令和 6 年度 県営ため池緊急整備事業 北広島町第 1 期地区 ため池廃止工事 【西部農林水産事務所】 ③舟入南 6 丁目（西）交差点信号機改良その他工事 【警察本部施設課】 ④令和 6 年度 公園施設維持修繕事業 地下タンク廃止工事 N o . 6 【北部農林水産事務所】
審議対象期間	令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題（１） 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	128件
指名競争入札	76件
随意契約	7件
合計	211件

- 指名除外措置を行った件数は５件
 ○ 低入札価格調査を行った件数は69件
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

- 今回は全体で211件の発注工事数であり、通常より数が少ない様に感じる。また、随意契約も7件と全体の３％程度しかなく、少なくなっている様に思うがどのような事が要因と考えるか。
- 一般競争入札で１者のみが入札に参加した案件の割合が約32.8％、２者では約20.3％、合わせて全体の50％を超えている。
この状況はどういった事が理由であると考えるか。
- 低入札価格調査を受けた上で契約まで進んでいる業者が少ないと感じる。結果的に、「低い額で入れて低入札価格で応札した者」は辞退し、「予定価格に近い額で応札した業者」が落札出来てしまうという実態があるのか。
あるとすれば、そういった状況についてどのような評価をしているか。
- 低入札価格で応札したら直ちに失格になる訳ではないという趣旨は応札者に十分理解されているか。
- 発注工事数に関しては、特別な事情があり、少なくなっているものではない。
また、随意契約については、認められていないわけではなく、しっかりとした理由を持って契約をする様に指導している事で、発注機関の意識も高まってきているのではないかと評価している。
- 分析が必要だが、工期や技術者の問題があるのではないかと考えている。
工事発注においては、こうした点への配慮も必要だと考えている。
- 低入札価格調査はダンピング対策として行っているもので、過度な価格競争により適切な工事が実施されない恐れを排除することが目的である。
この制度の運用において、調査基準価格を下回った者に対する調査のほか、技術者の複数配置といった安全管理上の措置等も求めている。
これらの措置はコストに関わるものもあり、辞退されるのではないかと考える。
全ての入札を対象に調査を行うことは事務手続きが相当煩雑になるため、一定の基準を設けて調査や追加措置を講じる現在の方法は合理的であると考えている。
- 十分に理解されて応札していると思っている。

【建設産業課長・技術企画担当監】

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案１ 県営基幹水利施設補修事業 七宝地区 ポンプ設備更新工事	
意見・質問	回答
○ 入札参加者数が１者だけであった理由を教えてください。 ○ 金額が大きい工事だと感じるが、落札率は高くなっている事についてはどのような事が理由として考えられるか。 ○ 落札業者は、ポンプの製造設置業者と同一なのか。 ○ 製造業者がいる入札の場合は、製造業者が工事をするのが効率的であると考ええる。その場合は一般競争入札よりも指名競争入札や随意契約になる場合が多いと思う。 一般競争入札にすると、業者が応札し辛いと思うのだが、こういった経緯で一般競争入札を選択したのか。 ○ 設置業者しか応札者がいないという可能性を考えた上で入札方式を決める事も重要だと思う。 工事内容として、２基あるうちの１基を今回の工事で更新という事なので、もう１基も今後発注する事になると思う。 次回の発注では、競争性が確保できる工夫をして欲しい。	○ 狭い室内での作業であり、既存施設との調整が必要であり、かつ、非出水期に施工が限られ、洪水が発生した場合にはその対応も必要である等の状況から業者が応札を控えたのではないかと推察している。 また、工期が１年以上あり、技術者を長時間拘束する事も要因であると考ええる。 ○ 現場条件が厳しい中での受注だったので、予定価格に近い価格での応札となったと考える。 ○ 同一の業者である。 ○ 今回の工事は更新もあるが、部品を新品に入れ替える部分が大半であり、必ずしも設置業者でなくても、受注できると判断した上で一般競争入札を選択した。 ○ 承知した。本日頂いた意見を参考にした上で今後の適切な執行に活かしていきたい。 【尾道農林事業所長】

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案２ 令和６年度 県営ため池緊急整備事業 北広島町第１期地区 ため池廃止工事	
意見・質問	回答
○ 入札参加者数が１者だけであった理由を教えてください。 ○ ほかの地域のため池廃止工事でも入札参加者が１者しかいない案件があった。これも同じ理由で入札参加者が少ないのか。 ○ 競争性を働かせる工夫はどのような事が考えられるか。また、ため池廃止が敬遠される理由はどのようなことが考えられるか。 ○ 工事内容もあるが、労働に対して利益が少ないから入札参加者が少ないという考え方も出るのではないか。その部分での工夫は難しいか。 ○ 複数箇所とあるが、ため池同士の工事をくっつける以外で、他の工事に併せてため池の工事もするという考え方はできないのか。 ○ 工事名に緊急と入っているが、１回目で応札者がいなかったのが２回目では金額を上げる等の対応なのか、それとも金額は変わらないのか。 ○ 各事務所でどうすれば競争性の働いた工事が実施出来たのかを情報交換しながら進めて行ってほしい。	○ 工事の施工箇所が４か所あり、広範囲で施工を行わなければならない、工事の規模が小さい事もあり、受注意欲が湧かなかったのではないかと推察している。 今回の入札は２回目で、１回目は前年の９月に一度指名競争入札を行ったのだが、応札者がおらず不調になった案件である。 前回は業者の手持ち工事が多い時期に発注してしまった事が応札者なしに繋がったと考え、今回、年度末の発注とした。 １か所１か所が小さい規模の工事なので、４か所まとめる工事としたが、そうすると工事場所が広範囲になる等の問題もあるため、受注意欲が湧く様に工夫をしていきたい。 ○ 同じである。他の地域の工事も同様に前年の９月に一度入札をしているが、応札者がおらず不調になっている。こちらも２回目の発注で１者のみ入札に参加してくれた形である。 ○ ため池廃止工事が敬遠される理由として、ため池の中は非常に泥が緩いので、雨が降った後に工事の施工性が悪くなる。 工夫としてはエリアの取り方、複数箇所組み合わせで発注するといった事が考えられる。 ○ 複数箇所まとめて発注する等の工夫はしているが、実態として応札されにくい現状があるので、更に工夫が必要であると考えます。 ○ その考え方で実施した事はないが、１つのアイデアとして、業者に話を聞きながら競争が働く形を検討していきたい。 ○ 金額ではなく、組み合わせや業者の選定方法を変えてみる等の対応をしている。 ため池工事の場合は、全てを点検したうえで緊急性の高いものから順番に発注している。 ○ 承知した。

【西部農林水産事務所長】

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案３ 舟入南６丁目（西）交差点信号機改良その他工事	
意見・質問	回答
○ 入札参加者が３者と少ないが、落札率は低く、競争性が働いている様に感じるが理由は何が考えられるか。 ○ 広島市内だと人気となるのか。	○ 応札者が少ないのは年度末の忙しい時期の発注で、業者の手持ち工事の関係で辞退をしたのだと推察している。落札率が低い理由としては、工事が広島市中区１か所の工事で、手持ち工事が少ない業者は受注しやすい環境であったためではないかと思う。 ○ 広島市内というより、時期の影響があると推察している。秋頃までの業者の手持ち工事に余裕がある時期には落札率が低くなり、逆に冬頃になると、手持ち工事が多い業者が増えるので若干落札率が高くなり、年度末が近くなると、手持ち工事が減って落札率が低くなる傾向がある。今回は年度末の時期で、手持ち工事が減った業者の応札があったのではないかと思う。 【警察本部 施設課長】

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案４ 令和６年度 公園施設維持修繕事業 地下タンク廃止工事 No. 6	
意見・質問	回答
○ 何を持って緊急として随意契約を締結したのか。 ○ 緊急というのは、すぐに対応しなければ、住民やその他の事に大きな影響が及ぶ事だと認識している。 １カ月以内に回答は求められていても、１カ月以内に廃止工事を完了させろと求められているわけではない。 その他の入札方式でも迅速に対応する事は可能だったのではないかと。 ○ 年度内にしたいという思いが緊急とは言えないのではないかと思います。緊急に随意契約を結ぶというのであればどういった点が緊急となるのか丁寧に記載をお願いします。 ○ 重油はもともと暖房用燃料として使われていて、ガス燃料に切り替えた事で使用を中止していると聞いたが、ガスに切り替えたタイミングで廃止しなければいけなかったのではないかと。	○ 重油が残存している地下タンクについて、消防署の立ち入り検査があり、通気管の破損個所の改修を行った上で定期点検を継続しながら存続させるか、速やかに廃止撤去する様に指摘を受けて、１カ月以内に回答を求められていた。 関係者と協議をした結果、廃止をする事となり、危険な設備であると指摘を受けた事もあり、一刻も早く撤去しなければという事で緊急に随意契約を締結する事とした。 ○ 本来であれば、指摘のあった消防署とのやり取りの中で、いつまでに廃止します等を報告しなければならなかったが、今回は消防署からいつまでにしなさいという指摘がなく、廃止工事の予算を措置出来たのが遅くなってしまった事もあり、年度内には執行したいという思いで緊急に随意契約とした。 ○ 承知した。 ○ おっしゃる通りである。本来であれば切り替えたタイミングで廃止するべきであったと思う。 【北部農林水産事務所長】